

国指定屋我地鳥獣保護区の変更について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第4項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第32条の規定に基づき、法第28条第2項の規定により変更しようとする鳥獣保護区について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

環境大臣 石原宏高

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

屋我地鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県名護市及び国頭郡今帰仁村

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和8年11月1日から20年間

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間位置し、屋我地島及び我部祖河川下流域の陸域並びに羽地内海及び屋我地島周辺の海域から成る。海域は、全体の約3分の2を占めているが、陸域周辺の浅海域は干潟が発達しており、沿岸域にはマングローブ林が、陸域には畑、森林及び草地が見られるなど、多様な自然環境が存在している。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁はベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、1,000羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。この他、浅海域には海草類が分布し、ジュゴンの食痕も確認されており、ジュゴンの採餌場所として利用されている。また、陸域はサシバ等の休息地及び越冬地となっている等、当該区域は多様な鳥獣により利用されている。

このように、当該区域は、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の渡り鳥の渡来地等として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1）集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2）国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3）無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息へ影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

3. 1 及び 2 の縦覧場所

環境省自然環境局野生生物課及び沖縄奄美自然環境事務所

4. 備考

縦覧期間は、令和8年7月17日までとし、1(2)の区域に係る住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、環境大臣に意見書を提出することができる。

<意見書の提出先>

郵便番号 100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局 野生生物課